

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-894-1781
090-9602-0700

開門へ和解協議を！ 諫早干拓

長崎地裁口頭弁論

9月29日、長崎地裁において、長崎県諫早市小長井町と佐賀県太良町の漁業者四十一人が国を相手に諫早干拓潮受堤防水門の開門を求めた「よみがえれ！有明海・小長井大浦漁業再生事件」の第2回口頭弁論が開かれた。

口頭弁論において、原告団は、国に開門実現に向けた和解協議に応じるよう求め、地裁に協議開始を促すよう訴えた。弁護団によると、段階的に開門を実施し、その都度得られるデータを検討し、必要があれば補強工事などを実施しながら、順応的に管理することで、佐賀地裁判決が命じた常時開門へと移行できると指摘。調整池に海水を導入しても干拓農地周辺の代替水源開発などで農業用水は別途確保できるので、開門によって漁業と農業が両立できると語った。

国は、佐賀地裁判決に対する控訴の際、若林農相(当時)が開門調査のための環境アセスメントを実施するとの談話を発表した。

これに対し、弁護団は、まや

かしのアセスではなく本件訴訟で開門のための方法を検討するため、和解のテーブルに着くべきだと訴えた。

漁業被害まったなし

大浦(佐賀)漁師

口頭弁論で意見陳述を行った佐賀県太良町で36年間タイラギ潜水漁業に従事する大鋸幸弘(52)は、干拓事業開始前に、自分の父親が、国から、諫早干拓事業による漁業被害は、湾内は22%、湾外は18%、大浦は7%であると説明を受け、しぶしぶ漁業補償契約を締結せざるを得ない状況になり、わずかに100万円の保証金を貰ったことを語った。

被害は7%?

しかし、実際には、諫早湾干拓工事が始まってから、例年5〜600万円の水揚げがあったタイラギ漁が激減し、1999年から2002年まで4年連続で休漁となり、2003年以降もタイラギが生育しないため漁

に出ても燃料代も稼げない状態で休漁状態にあることを語った。昨年の水揚げは1日あたり僅か500グラムにしかならなかった。

自殺・死亡事故続出！

タイラギ漁が壊滅したことで、出稼ぎに行く漁民があとを断たず、馴れない海で多くの仲間たちが潜水病などの事故で命を失っている現状を涙ながらに訴えた。

大浦漁民の漁業被害は、国からもらった補償金の範囲を桁違いに超えている。国は、漁業被害が拡大していること分かっているながら事業を継続し、ノリ第三者委員会の中・長期開門調査の提言や、福岡高裁や公害調整委員会の中・長期開門調査等の実施の意見を無視し、ついには佐賀地裁が開門を命じたのに、漁民たちの切実な声を無視して控訴した。

大浦漁民は後継者もほとんどなく、漁業は風前の灯で、地域社会が壊滅するのも時間の問題。大浦漁民とその家族から自殺者が続出している。

国は、長崎地裁で直ちに開門にむけた具体的協議に応じるべきである。長崎地裁は、漁業が壊滅状態にあり待ったなしの被害が生じていることを理解し、国に開門に向けた具体的協議に応じるよう促してくれと訴えた。

諫早湾干拓はこの先どうなる

【佐賀新聞9月22日・ひろば】

熊本県相良村に計画されていた「川辺川ダム」が、民意を優先した蒲島知事の反対で白紙撤回となった。このニュースを聞きながら「諫早湾干拓」について、何とも割り切れない思いがよみがえってくる。

わが国のみならず、世界の国々の人々から「無駄な公共事業の見本」とやゆされ続けてきた「諫早湾干拓」は、これから先どのような道になるのか。

太古の昔から悠久として引き継がれてきた国民共通の遺産である自然の海を、今を生きている人間の思考で変えていいものだろうか。

去る六月二十七日、佐賀地裁が下した漁業との因果関係を調べるための五年間の開門は、少なくとも国が行う最低限の責務ではないだろうか。それにより干拓農業に支障を来すのであれば、国は全責任を持って対策を講じるのが筋なのではないか。

その前に、開門調査係争中とはいえ、これにより不安や、持つて行き場のない怒りにさいなまれていく漁業者や農業関係者双方の方々に、国は誠意を持って対応してほしいものである。(長崎県時津町、六十五歳)